

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱説明会議事録

日 時 平成17年11月26日(土)

午前10:00～午前11:55

場 所 木曾町木曾福島保健センター

事 務 局

(あいさつ 条例要綱についての説明)

それでは引き続きまして、質疑応答に入らせていただきます。

質疑の方法としては、申し訳ございませんが挙手をお願いしたいと思います。係の者がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑をしていただきたいと思います。応答の方は、いらっしゃいます宮本委員さんと、私ども事務局の方でお答えをいたしたいと思います。

それでは質疑のございます方は、挙手をお願いしたいと思います。

県 民

どうも、説明の方をありがとうございました。

私は、こういう条例とか法律というのはよく分からないのですが、まずは基本的に地球温暖化というものに対して、CO₂がほんとに関係してくるのかどうかというのは、また科学者の見解だとは思いますが、それを防止したいという気持ちを基にいろいろ質問させていただきたいなと思います。

県と事業者と、まず県民の協働ということを言われていますが、これは区切りというのではないんですか。というのは、条例の説明の中にも省エネ法ですとか、環境をとというのは幾つもあるわけですし、それによって国の法律から、また具体的に下りていきませんけれど、エネ法は下りてきますけどね。

そういう例えばかぶさった場合に、事業者の立場で言わせていただくと、県にも書類を出します、国にも出します。内容が同じだったら、差し替えればいいとそれまでなんです、そういうところの歩調というのは、二度手間にならないように取れないのかなと。

それと一番最初にちょっとお聞きしたかったのはまずその点と、事業者の削減計画のことについてなんです、これは特定事業者、要はこれから省エネ法に準じるんじゃないかという話でありますけれども、要はこれは計画を立ててP D C Aですね、俗に言う。年になるかどうか分かりませんが、その計画のある期間でレベルを上げていきなさいというんです。I S Oというスパイラルアップということだと思んですが、これはよくCO₂の発生量のグラフで分かるように、製造業というはずと努力していますから、CO₂の排出量はあまり増えてないんですよ。

民生でよく、民生・運輸部門で非常に増えていてというグラフをよく見るんですが、そういう石油ショック以後の省エネという形で取り組んでいっている中で、さらにCO₂削減というエネルギー問題になりますので、そこで数値的目標を持たされてやっていって、それをスパイラルアップしていくというのは、ある程度企業の上で特定事業者ということで、ある程度の規模の方であっても、ただでさえI S Oでやってきゅうきゅうしているところだと思うんですけど、県の方も確かI S Oに取り組んでいるんですよ。

実際問題そこで、やっていくことは大切だと思いますが、そこをこういう計画書を出してというのは、なかなか難しいところなんじゃないかなというのが

私の感想です。そんなことをちょっと思いましたけど、一遍、県との関係というか、国との関連で。

事務局

すみません。3ページの県の責務というところをご覧いただきたいと思います。(1)で『県は、国、市町村、県民、事業者』と書いてございます。ですから国との連携というのは当然なんですけど、国は上で法律というものを持っていますので、県が市町村について述べないのと同じように、国についてもそういうことはないということは一点ございます。

ですから当然のことながら国の施策の中ですることと思いますので、そういうことでご理解をいただければと。先ほど書類等、国のそれなりの書類かと、二度手間とならないようにというご意見をいただきましたが、委員さんからも「無用な手間をかけさせることはやめよう」という話がありました。

それは当然の話でございますので、この辺についてはまたどんなふうになるかわかりませんが、例えば国の省エネで出した書類の写しを付けていただいて、プラス県独自の項目ですとか、その辺の部分については規則かその下の様式とかそういうところで手当てさせていただきますけど、無用なエネルギーを、そこで費やすようなことは避けていきたいというのが委員さんたちのお考えでございますし、行政の書類もただむやみやたらに添付書類を付けるという時代は終わりました、変わってきていますのでその辺について十分注意をしていくということで考えております。そのように致したいと思っています。

あとCO₂の排出削減、製造業は増えていない。確かにおっしゃられるようにPDCAをいくらならしても、例えばごみの排出なんか2、3年は面白いように減るんですが、それ以後は頭打ちで無理です。ですからそういったことで国の方も製造業が、乾いた雑巾だと昔言っていたんですが、もう絞ってもCO₂の削減はできないという話がありました。

ただまた経団連の自主達成目標ということで、各業界が自主的に目標数値を設定いたしまして、そこに向かって努力していくということになっております。この県の条例を見ましても、「10しかできないのに30と書け」ということを言っているわけではございません。できる範囲で、例えば前年と同じという計画でもいいんだと思います。最終的には、行きつくところはそういうことだと思います。

これ以上絞れないと、「絞れ」ということは言えませんので、そういうことで考えています。ただ、今、今年度から省エネパトロール隊ということで助成させていただいて、気付かないところ、製造業でも中小の方はなかなか手が回らないということで、気付かずにエネルギーをロスしている部分がある、無駄になっているところがあるということで、結構1人の目で見てみると気付かなかったというお話をいただきます。

ですから、そういったことで支援する仕掛けも考えておりますので、そういったものも利用させていただいて、違った目で見えていただくというのもまた必要なんではないかと思えます。手前みそというか宣伝するわけではありませんが、これもボランティアでということ、見させていただいてアドバイス申し上げるとか、このぐらいかけるとこのぐらいランニングコストが落ちて、最終的にはということまでアドバイスをされておりますので参考にいただければなと思えます。

ですから確かに言われるように、民生(業務)ですとか、民生(家庭)、国はもう民生(家庭)の部分はあきらめたというような感じを受けておりますの

で、そうするとできるところという、やはり製造業ですね。変な話、コントロールが利くとか、苛められるところにしわ寄せがいているような気がしないでもないですが、そういった形で動いています。

ですから私どもは、家庭部門のエネルギーのロスも大きいだろうということで、電気機器等というのも書いてありますし、マイカーの利用というのも抑えていただくための自動車交通といった部分も多くあります。

ですからあきらめずみんなでやっていくというスタンスの中で、この目標が達成できるように努力したらというのが願いでございます、そのためにみんなという形を取らせていただいているということです。

県 民

すみません、どうもありがとうございました。

ちょっとこの件で、もうちょっと聞きたいんですが、15の事業者排出量削減計画書の作成等のところですが、例えば事業者という場合、事業所という捉え方で1つの会社では総量は100なんだけど、事業者単位で取ると省エネ法の方もそうなんですが、30、30、30、10だというふうになったら、どういう見方をされようと考えているかということ、ちょっと教えていただきたいと思えます。今後のことになると思いますから、どういう形になっていくかということ。

事 務 局

これは委員さんにお答えいただければいいと思うんですが、まだ委員さんたちのコンセンサスが固まっているわけではございません。省エネ法も確かに事業所と言っているんですが、ひとつの考え方とすれば事業所の、例えば工場長さんではなくて法人の代表者の方にこの報告を出していただくという形を取る。それで事業者と言っていると。

対象は特定の省エネ法のかかっている事業所という考え方を取れますので、もうひとつ把握の状態、例えば先ほどコンビニとかスーパーを例に挙げましたけれども、ある会社がどこに事業所があって、合算するとどうなるかというのが誰も分からないんですよ。

分からない方に提出の義務を課すということは、果たしてできるのか、それでいいのかという議論もありますので、たぶん省エネ法と同じように一定のエネルギーを使用する事業所を有する事業者というような形になるのかと。それで、いただくのは、その一定の事業所のみということなんだ。そういった部分も考えて、これからまた委員さんたちにご検討をいただいて、そのところをきっちり詰めるようにいたします。

言われるように、そういう、まだはっきり分からない、やると非常に加重なご負担を強いるようなことというのは、やはりさっきの省エネ法の提出もそうですけれども、しないように配慮していかなければいけないことだと思っています。

県 民

どうもありがとうございました。

事 務 局

ほかにございますでしょうか。

県 民

地球温暖化防止活動推進員をやっています、 といいます。
3ページのところで、県と市町村が対等ということで 市町村に対するは避けられないというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、

県の方では条例を作る、市町村の中でも条例を作ることは作るというふうな形で進んできたとして、例えば対等であるから、県は市町村の条例が遂行できているかどうかチェックできないと。

要はチェックする態勢というのはどこにあるかというのが、ほんとに条例やったけどそれができているのかどうか、そういうのを考えるということが、果たす役割なんではないですか。

事務局

県の施策条例の遂行状況をどこがチェックするかということですか。市町村が作った場合、市町村の条例の遂行状況のチェックはどこが行うか、そういう趣旨ですか。

県民

そうですね。どちらかですね。

事務局

はい。

すみません。条例が直接的に施策ではないものですから、その評価というのは非常に難しいと思うんですが、条例に立脚した施策というのは5ページの10番の項目をご覧くださいますと、その条例に基づいて実施されます施策の評価というのは、定期的に学識経験者等によってやっていただく。先ほど第三者と言いました。例えばISOですとか、エコアクション21という第三者機関の評価というのが、基本的には必要であろうかと思しますので、それと同様に第三者といったものも公平な目で見ていただく。

市町村はというのはどうするかというのは、県から言わせますと市町村はそれぞれご自分でお考えいただくしかないと思うんですが、それは自己評価でも第三者にもないようにやる。例えばISOの自己適合宣言といって、認証機関に認証していただくよりもっと重い負担をしているところもあります。それは第三者の目に耐えられるようなことをやっているからということをやっているのですが、そういうどういうやり方、のやり方をするのか、

なやり方をするのかというのは、その団体がお考えになることである。県の場合はここでは、第三者に公平な評価をしていただいて、皆さんにその評価された事項についても公表してお知らせしていくというスタンスで臨むということになります。

ほかにございますか。

県民

すみません。隣の方のちょっと借りて質問させていただきますけれど、私は全然よく分かっていなくて申し訳ございません。

条例なんですが、条例を作った発行者というのは、県なんですか、知事ですか。ちょっとそれを一点お聞きしたいんですけど。

事務局

条例は長野県報あたりを見ていただければ出ているかと思いますが、告示する場合は知事の。

県民

言っていることは、知事が代わられてもこの権限を持って遂行されていくという理解でよろしいですか。

事務局

そうです。

県 民

はい。何か非常に24時間営業のところなんかすごい。知事の後援者じゃなくちゃいけないのかなと思うぐらい、勘違いするぐらいの権限を持たせてしまっているのかなとふっと思って。

そこは知事じゃなくても、県という形の中でといったらどうなのかなと。条例というものを知らないものですから、文章のあやかもかもしれませんけれども、この辺の権限について、ちょっとあまりにも知事、知事という言葉が異常に出ているものですから、「法律というものはこういう書き方だよ」といえば、確かにこの文でございますし、県も事業者の1つであるというご説明でしたので、事業者があって、事業者が発行者じゃおかしいということで、こういう形になったのかもしれないですが。

先ほども さんのところの評価という部分で、学識経験者等による評価と社会経済情勢の変化という、この2点もまさしく分からないんです。学識経験者等、「等」ですね。この学識経験者さんというのは、この宮本委員さんを含めた皆さんという考えなのか、ちょっと分からないのですが、いわゆる学識経験者さんたちがこんなにたくさんみえるのに、いまだにこの防止活動というのが全然推進されてないし、オゾンが上がるのをどう止めたらいいかということさえ分かってないのに、こういう人たちが。

こういう人たちが考えるのか、この地域にいる、いろいろな学識経験者、地域社会ですね。長野県は広いものですから。こういう大きなエリアの中で、その地域、地域担当の学識経験者であり、社会経済も見える方が、そういった変化を踏まえて評価していくのかどうなのかということも、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。お答えいただければと思います。

事務局

まず条例の中で、県とか知事という話が、骨子の案あるいは骨子の頃から、使い分けがよく分からないというようなお声がございまして、私どものほうもある程度見直しをしながら直してはきておりますけど、私自身も「ここは知事でいいのかな」、あるいは「ここは県じゃなくちゃいけないのかな」という疑問もいまだにあります。

従いまして、この要綱をある程度まとまったところで、県庁の中に法制担当がおりますので、その仕切りというのはきちりとさせて、県の使い方と知事の使い方については、十分な議論をした上でやっていきたいなというふうに思っております。

また評価のところの、学識経験者等という部分なんですけど、これはいろいろ意見がございまして、例えば左のページ8番の対策の策定の中で、県の環境審議会の意見を聞かなければならないということで、環境審議会の委員さんの中には大学の先生であったり、専門的な方がいらっしゃいます。

ですからこういったところも担えるんじゃないかという話もありますし、例えば今後、地球温暖化対策といったものが、全国で取り組みが進みますと、ISOと同じように認証のというか、評価するような団体あるいは会計ですとか、いろいろ専門職が生まれております。

そうするとそういった人たちもできるかもしれませんので、まだどこをどういう組織が、あるいはどういう資格が出てきて、どういう形になるか分からない部分がありまして、学識経験者というところで、今、一応案とすれば落ち着いているということでございます。

ですから例えば公認環境士というようなことができるかもしれませんが、そういう方にお任せする。あるいは県もやっぱり監査委員ということで、会計の監査をするという第三者というか、外の方を任命したりしておりますので、そういう仕掛けになるかもしれませんが、そういう仕掛けがちょっとこういう形で書いてあるということで、あくまでも言われましたように地域毎の特性も、やはり承知していなければいけないはずですし、そういう適任の方をどうやって選ぶかという、具体的な人選にあたっては必要な視点だろうというふうに思います。

もうひとつ、24時間営業のことでご質問がございましたが、多分関係者というところの部分ですね、お話があったのは。

この関係者というのは、私も実は十分な理解がなくていけなかったので、に確認をしたんですが、この関係者の中には当然事業者というのが入っています。ですから県民の方から出たら、そういう話になれば、当然その業者さんに意見を聞かないと。要は協定を結ぶわけですから、お互い理解の上でということでありますので、事業者は当然含まれます。

それと市町村からお話があった場合も、場合によりますと周辺市町村あるいは広域単位でそういうことを考えていかなければいけないだろうと。従って知事がやるのは全県というような想定はされますけれど、例えばこの木曽の管内が、全部市町村の枠に捉われない地域ということもありますので、そういうのもすべて入っています。

従ってここは事業者、市町村、県民、というのがすべて入っているという意味の関係者というご理解をいただきたいと思います。

県 民

はい、分かりました。

やはり思うのは、評価される方というか、環境に取り組むほんとの基本をやったりきちっと分かっていただけたら。条例で取り締まるんだというんじゃなくて、いかにやはり子供たちにいい環境のものを残していくかという理念の中で、ひとつこういった条例をきちんと、あまり厳しくない程度に。皆さん、県民が理解できる範囲で、ひとつ進めていっていただきたいと思います。

ちょっとこの辺を。

宮本委員

24時間営業のことですが、あくまでもこれは義務ではなくて、そうあってほしいという観点で、必要ならばそういう機会を持ちましょうという意味を込めて作りたいと思っている項目です。

当たり前といいますが、夜休んで昼間働けるような、当たりの生活をもう一度見直してもらってもいい時期ではないかということで、入れさせていただいております。

県 民

先ほど評価というところでご質問させてもらったのですが、要するにこの地球温暖化対策ということは、今までの生活システムに対して疑問を投げかけるというか、今までの生活のままではだめだということだと思ふんです。

それに対して今までのペナルティというか、今までどおりじゃだめだよということ。それが経済面ですとか、法的な面で確立されていないと、人は変わらないというか、何ならこういうことをすれば環境にいいんだ、CO₂の削減に貢献できるんだという、目に見える何かがないと、それをやったことによって、

先ほどの評価ですとかご褒美とか、お金の面ですとか社会的な面での評価の何かがないと、やはり人というのは動かない部分というのはあるかと思いで、そういったものがうまく条例などにも盛り込まれていくことが必要なのじゃないかなということを感じます。

条例としてあるのはいいんですが、何らかの実質的な面の利益がないといけないのではないかなと気はします。

事務局

おっしゃられることはよく分かります。例えば先ほど税制ということでお話し申し上げましたけれども、他県ではただ森林整備の方なんではないでしょうか。個人県民税の均等割りのところに上乘せしてっていうような形も取っている県もある。

例えばそういうものというのは、あまりその辺を話してはいけないんですけども、1つのものから同じような目的で幾つもの税金を取るといえないというようなルールもありまして、何か探していく上、誰かにご褒美を与えるために誰かがお金をいただいてそっちへ回すという仕組みを考えたとする、そういうのを検討するのは、やはり2年、3年かかるものですから、先ほどの調査研究といったところに、これを書いておいて何もしないという趣旨じゃございません。

今後ほんとに調査、研究ということで、そういう皆さんの意見も分かります。そういったものをまた引き続き研究させていただく。方向を出すために、簡単に税金ってできるものじゃないものですから、そういったことでこの条例の考え方を進めていく中で、また皆さんの声をいただく中で、こういうことをしなければいけないという部分についてやっていく。

また委員さんの中にはスタートの時点の網は多少は粗くてもいいのかなと。そのうちにこういう結果で減らないとなったら、網の目を絞ってもっと多くの皆さんに協力してもらおうようにすると、こういう意見がございます。ですから今回のもので、例えば規則で1回できたら二度とは変わらなくて、粗い網の目のまま、例えばほんとにクジラが擦り抜けるような形でいいということではなく、また絞って、絞ってということで、サンマも引っ掛かるような網になるかもしれない。

そういうように変わらないものではございませんので、どんどんご意見をまたお寄せいただければ対応してまいりたいようにいたします。

県民

こういう地球温暖化対策等を考える中で、私はちょっと自分で職場まで歩くということを実践するようになったんですが、例えば学校の近くに教員住宅があるのに、学校の先生は車で通勤して学校まで行っているとか、県職員や職員一般そうだと思うんですが、すぐ近くなのに便利だからということで車で通勤するということは、よくあると思うんです。

そういった身近なところから変えていければ、もうちょっとよくなるんじゃないかなという気がします。

事務局

さっきの経済的利益とか、そういう話をいただきましたが、説明の中でも省エネラベルの話をしていただいたと思いますけれども、10年間という非常に長いスパンでこれだけという、1年に直せばこんなものかという部分もあるかと思いますが、そういう経験というものもしていく必要もありますし、現実に今温室効果ガスがどのくらい出ているという実態という部分が、今どこで

のぐらいというのがはっきりしないのが実態でございます。この条例を施行することによって、県内の温室効果ガスというのが実際どれくらいあるのかというの具体的な案も出てきますので、そういうのも含めてまたどのくらい減ったとか、どうなったとか、それをお金に換算すればどうであるとかというような、分かりやすいものを発信するというのも大事なことです。それをもって、この条例は実効あるものになるのかなという気はしています。

それと今のマイカーの関係ですが、実は私、今の職場に来る前に高等学校におりました。学校の先生はほとんど自家用車でございます。それで学校も、駅に近い学校は特に問題はないと思うんですが、土地の安い方へ学校を建てるといようなこともございまして、どうしても不便なところにあります。

それで高等学校では、普通は公用車というのは軽トラ1台しかないですね。農業高校とかそういうところは別にしても、普通高校ではいわゆる業務用というのは軽トラあったって1台だけです。ところが先生方が、大変会議等が多ございまして、それもまた非常に駅に近いところで開催するといような状況がございませぬので、自分の車を公用車として届け出をして、その上で車で会議に行くと。

1日に2カ所、3カ所といような会議に出る先生もおいでになって、そんなこともあって車で通っているのは実際に多いという、何か言い訳みたいですけど、そういう実情もあるということをご承知をいただきたい。

それから職員の通勤ですが、県庁の場合は駐車場制限等ございまして、あるいは4月、10月等の状況を見ながら、許可制を取っているというのが実情でございます。現地機関におきましてもそうでしょうし、恐らく市町村においても同様の扱いをしていると思います。

いずにしても公共交通機関を、私どもが率先をして使っていくということが、これが県民としての実践だといふふうに、私も思っておりますので、そんなふうにご理解をいただければと思います。

それから県の機関の場合は、隔週水曜日をノーマイカー通勤デーといふことで実践をしております。効果のことは、またどこかで発表しなければいけないと思いますけれど、いずにしてもそういうことです。私どもの課が中心となって呼び掛けをし、定時退庁、24日に初めて6時に電気を消すということをやりましたけれども、これもいわゆる電気の削減。結果的にはCO₂削減につながるということで、実践をさせていただいております。

これが県下各地に広まっていけばいいなといふふうに思っておりますけれど、それぞれの事情等もあると思いますので、そういうことで。

事務局

ほかに、ご質問、ご要望はございますでしょうか。
はい。

県民

説明の中にもあったのですが、この条例の施行日ですね。これはどのくらい煮詰めていらっしゃるのか。

事務局

資料の中にそういうものがなくて、大変申し訳ないんですが、今の予定でいきますと、これからこの要綱が固まりまして、これは環境審議会に検討いただいておりますので、県の環境審議会から長野県として答申を受けます。

その答申を受けまして条例案といふものを策定し、条例が公布になるわけでございますが、今のところの予定では、来年の2月の定例県議会に条例案を上

程する予定になっております。

ただ施行日等につきましては、通常の場合は2月になれば4月施行ということになるわけですが、ただ周知期間等の問題もありますので、これは今後また詰めていくくりになるかと思っています。

県 民

来年の2月に答申して、恐らく1年以内に公布して、早く施行したいわけですよ。そういうわけではないんですか。

事務局

答申は、12月に検討会を数回、委員さん方にもご都合をつけていただいて、精力的にやって早い時期に答申をやりたいと思っています。

県 民

これはよく分からないんですが、気になる事業者、特定事業者はどういう特定事業者で、駐車場は何台くらい持っていれば大規模駐車場で、それはなりわいとして、駐車場をなりわいとしている人なんか、例えば事業主で先ほど言いましたように、工場なり駐車場を持っている人はどうなんだとか、それで運輸業はしていなくても保有台数が多いところはどうか、そういう詳細というのを分かった上で、こういう説明会があったらうれしいなと思うんですけど。これは希望も含まれるものであれなんですけど。

事務局

おっしゃるとおりだと思います。どこの会場へ行っても、そういうお話はございますので。

それで細かい内容につきましては、過日行われました検討会の中で、一応資料としては提出を申し上げ、本来その中で検討をする予定だったのですが、この要綱そのものでたいが意見がございまして、ちょっと時間がなくてそのことができなかったのですが、新聞の報道等にも、ある基準を示したとかというような、一応資料は国の基準をまずは例示をして、それと同じレベルでいくのか、あるいは長野県独自として上乘せといいますか、厳しくするのかというのは、これから議論をしていただける予定でございます。

従いまして、来月中に開催をされる検討会の中で、そこら辺を決めていただいて、その細かい内容については規則に委ねるということで、長野県規則としてその部分は定めていくという形になります。

従って条例ができた暁には、規則も同時に出さないと意味がありませんので、仮に4月から条例施行ということになりますと、3月までの間にその規則も定め同時に出発をしていくと、こういう形になります。

県 民

はい。希望なのですが、先ほど省エネパトロール隊の話がありました。あれは、環境保全協会で行っている活動ですよ。確かほとんどボランティアというような活動で、非常に有意義な活動だと聞いているんですが、先ほどの話では県でも関わっているということになるんですか。あの活動自体に。

私はちょっとよく分からないんですが、環境保全協会の会員にしか、あの活動は使えないものなのかなというふうに思っていたのですが。

事務局

きっかけはセイコーエプソンさんが諏訪地域で始めたということで、諏訪地域省エネパトロール隊と言ったんですが、その活動を県下一円に広げたいということで、本年度から県が補助金を出すような形で、信州省エネパトロール隊ということで、県内の事業所であれば無料で診断を受けられます。

ですから当初は(社)環境保全協会の、いわゆる、経協((社)長野県経営者協会)さんと一緒にやっていたんですけど、そういったことで今は長野県がバックアップをしまして全県下に省エネ活動が広がるように。

おとといもちょっと打ち合わせをしたんですが、「うちの事業所は小さくて恥ずかしいからやだな」とおっしゃっている方もいらっしゃるということで、「そういったことはないですよ」ということで、お伺いをいたしますし省エネ講習会というものも県下2カ所、春と秋と2回ずつやっているんですけども、そういったところにご出席いただければ、あるはいただけるだろうということです。

ですから、どしどしといっても人数に限りがあるものですから、今年度はほぼ要請の30社のお申込をいただいたといいますし、来年度はまた分隊みたいなものをつくって、もう少し企業数を増やしたいなということで、今、で対処しています。長野県下で事業活動をやっている方であれば、保全協会の方へお申込をいただければ、スケジュール等を調整してお伺いするよういたします。

県民 　　どうもありがとうございました。

事務局 　ほかにございますでしょうか。
はい。

県民 　　県民計画の概要の中で、最初の4ページに触れられてる、長野県、非常になっているわけです。温暖化防止の計画というのは、非常に長期的になってくるのだらうと思いますけれど、この5ページのところで環境教育及び環境学習での地球温暖化対策というものがありますが、これは現在の学校等でも、こういう重要な問題なので、何らかの機会がされていると思うんですが、例えば将来に渡ってのことなんで、子どもたちへの今後のこういう教育とか学習の実施を、どのように考えておられるのか。

こういう専門的な方についてもらって、そういうことが学習、教育の場でされていくのかということをお聞きしたいと思います。

事務局 　環境教育、環境学習、例えば二通りという変なんですけど、県の条例の話をしるということで、私たちの分野にあれば県政出前講座ということがありますので、私たちでよければ伺わせていただきます。

またここで一番裏面のところに、地球温暖化防止活動推進員さんが185名いらっしゃるということで、こういう方も講師として、派遣の要請をいただければ、その下にあります(長野県地球温暖化)防止活動推進センターの電話番号等がございますけれども、ここでお話をさせていただきますと、テーマによってその道の専門家の方を派遣してくださる仕組みがあります。それが今のお話ですね。

もうひとつ環境学習、環境教育、どういうふうにするというのは、今また来年度の施策の話もありまして、それぞれ詰めているところがございますので、また教育委員会とも話をしたりしていかなければいけないんですが、どういう形でカリキュラムをやるか、資料にするかとか、その辺の検討は今も続けております。

ですから指導者とか講師ということであれば、先ほど言ったような形で、ま

たご要望があれば、そういう形で教育委員会ともお話をさせていただきたいと思っています。

宮本委員

同じような意見ですが、まだ具体的な内容は検討していないんですが、個人的な希望としては、やはり今おっしゃっていただけたような内容なんですが、せっかく地球温暖化防止活動推進センターがありまして、また推進員さんがいらっしゃると思いますので、これからはそういう方もこういう地球温暖化防止活動の一端を、今まで以上に担っていただいて、私ども一人一人、県民一人一人が自覚できるように、ご一緒に活動していただけたらいいなと思っております。

県 民

はい。すみません。

今の教育のことで、ちょっとエピソードだけお話しさせていただきたいんですが、私も地元で材木屋をやっておりまして、たまたま先日学校の行事で焼きいも大会をやりたいとあって、燃やす木が欲しいということで、工場の方から端材、いわゆる焚き物をいただいてきまして、学校の方へ寄付したんですね。使ってくださいということで。

それに対しまして小学校6年生の子供たちが一人ずつ名前を入れて私に感謝の言葉を書いていただいたんですが、それがひとつの教育のきっかけになればいいかなと、私も推進員をやっているものですから、これを機にということで、キャッチボールのつもりで私も一生懸命。

実は子供たちは全部パソコンの文字でちょっとがっかりしちゃったんですが、私は炭で。ほんとは端材で焚き物があったんだけど、『薪』という言葉を使われちゃったものですから、「薪をありがとう。」って、「このご恩は一生忘れません。」というのはいいいんですが、薪とちょっと端材と違うんじゃないのかなということから、少し森林環境教育みたいなことも含めて入り込めたらいいなと思って、学校の先生の方にそんなようなメッセージを伝えて、子どもたちに炭で一人ずつ、薪はそこの高麗人からの贈り物というようなことで、名前を書いて返してあげました。

結果、先生のほうからお電話をいただきまして、「そんな一人ずつ書かなくてもいいのに。」って。「環境教育って、私よくわからないから、また次回にしてください。」ということで、非常に丁寧なお言葉をいただきまして、このような実態だということ、よく県の事務局皆さんご理解をいただきまして、ひとつこの環境教育ということ、もう少し学校の方で、もうちょっと真剣に取り組んでいただきたいということを伝えていただきたいと思います。

こんな森林の木が多いところにおいて、昔の生活を全然知らないというというのが実態ですので、ひとつよろしく願いいたします。そこから環境教育とか、そういった問題が ので、よろしく願いいたします。

事 務 局

環境教育と関係ないんですが、学校が土日お休みになる、週5日制の完全実施というようなことで、授業時間が減ったというの、いわゆる総合的な学級の時間の設定ということで、学校とすればいろいろなところからこれをやってくれ、あれをやってくれと。

例えば私がいた高等学校の場合は、これから学校を卒業して社会人になる子供もおりますし、大学へ行く子もいるんですが、すぐ国民年金だとかそういう話になりますので、労働省関係の方に来ていただいて、事前講習といいますが、

そんな授業を持っていたりもしていましたけれども、やはりいろいろな要請が来るという中で、学校も非常に大変というか苦しんでいる。どういうふうに使ったらいいのかということがあるようです。

従って、ここ木曽地域においては、高等学校は無理でしょうから小学校、早い時期から自然に親しむとかそういう必要もあるかと思いますので、よろしければ木曽も校長会というものもあると思います。あるいは教育会というものもあると思いますので、そういうところとも懇談をしていただくとか、お願いをしていただくということも、地域でそれぞれできる活動かなというふうに私は思っております。

県の行政の中でも、この温暖化の条例を作るに当たって、ワーキンググループについて各部局確保したものがございまして、そこにも当然教育委員会も入っておりますので、その要請は前から行っているところでございますけれども、学校にはそれぞれのそういう事情もあるということでもなかなか普及をしていかないのも現実ですが、新聞等を見ますと諏訪地域ですか、ソーラーカーを作ったというような学校もありますので、少しずつ普及してくるのかなという期待感を持ちつつ、これからは

県 民

はい、分かりました。ちょっとまた、何も力もないかもしれないんですが、また先月白川郷の方にトヨタ自然学校というところがあって、そこで全国の皆さんを対象に、市民環境教育のこれからということで、たまたま分科会みたいなものですが、どんどん枝分かれしてワークショップですね。

それをやったときに、偶然長野県から行った飯田の先生と松本の先生と私と、菅平の という、偶然一緒になりまして、その中で総合学習の時間で森林環境教育をやりたいんだけど、どこへ行ったらいいのかわからない。どの人に頼んだらいいかわからないという先生たちが、全国の前で長野県の先生が言ってみえたのですよね。

「実は私は推進員なんです。その係なんですよ。」と言ったら「知りません。」というような形で、そういうふうに関心現場の方からやりたいんだけどできないという事情がありますので、忙しい事情もよく分かっている。先生たちも言ってみえたし、でもどうしてもやっぱりやりたいんだという熱意のある先生っていらっしゃると思いますので、ひとつそちらのほうへも力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

宮本委員

今の関連のお話ですけど、そういう専門の方が地域、地域ではたくさんいらっしゃると思いますので、こういう方々をどうやってPRしていくかというのは、この条例にも推進体制というところで温暖化防止活動推進センターはこんなことを、推進員がこんなことを、地域協議会はこんなことをどうやってありますけど、これからどうやって関わっていくか、どうやってこれをPRしていくかというのも、推進員というものをPRしたい。温暖化防止活動推進センターをPRしたい。地域協議会をPRしていくのも、重要になってくるんじゃないかなと思っております。

その立場、立場に置かれた方が、一緒に知恵を絞っていききたいところだと思っております。

事務局

ほかにございますでしょうか。

県 民

すみません。

事務局

はい。

県 民

90年度比の目標の件なんですけど、CO₂の削減の目標ということでいえば、温室効果ガスの排出量を2010年までに6%削減という最終目標ということなんですけど、これ、目標に到達しなかったらどうされるんですか。それはそれで、よろしいということなんです。どういうような。

事務局

長野県の。

県 民

そうです。これ長野県ですよ。長野県は、2050年に50%になる。その中間として2010年までに6%削減ということで、この条例という形になるという考え。この6%の削減ができなかったというときはどうされるんですか。

事務局

これはほんとに県民計画、概要なども書いてございますけれども、これは目標でして、これを達成しなかったら、じゃあどうするという事はございません。

私達は、この計画を15年の4月に発表したんですが、それまで多くの方々が長い時間をかけて検討した中で、やはりやる限りは重いものを課そうということで、この最終目標2050年までに50%というものを掲げたというふうに聞いておりますけれども、果たしてそんな設定は無理だよという人もいるかもしれません。

ただ、心の持ちようといいますか、心掛けでなるべくここに近づけるようにみんなで努力しましょうという思いがこの中に入っているということで、きています。あるいは、次の計画のときに上乗せするとか、そういうことは特にはないです。

私が聞いた範囲では、この2010年の6%も無理だという話が大勢だったということなんですけれども、これは目標だと。高い目標を掲げなくてどうするんだという意見が通って6%となったそうです。

ですからその立てたときからも不可能だということは、皆さん認識されていたというふうに聞いています。ですからこれでできなかつたらどうするんだと、できないものを承知で掲げた目標のようですので、京都議定書みたいに次の第二約束期間に達成できなかった分を持ち越すことが、そういうことはないものですから、ただ努力目標としてこういう目標を掲げてみんなで努力しようという、そういう気持ちを表しているというようにお考えいただいたほうがいいのかなと思います。

県 民

そうすると、排出権の売買とかそういうところまで持っていくじゃなくて、県民として漠然と削減をする。それをうまく使ったら皆さんの活動をもっと有効にして、県民の方たちにこういう人がいるんだしたら、そういう人たちの話を聞いてこういう活動をしてと、そういうふうになっていくんじゃないかなと思うんですね。

だからもっと絵に描いた餅の目標じゃなくて、「やるんだ」という強い認識といいますか、方向性みたいなものを持ち出せば、じゃあそのためにどうする

んだといえば「ひとつの啓蒙機関として防止センターがあります」、「保全協会があります」、「県もそういうことを考えています」というふうに、「何かやっているみたいだけど、知らないうちに 期限になりました」というと、結局何にも変わらずに終わっちゃう気も今しました。

宮本委員

私はもっと危機感を持ってまして、もしこれが削減できないような状態になったときは、たぶん条例がもっと厳しい内容に改正されてくるんじゃないかなと。それがいろいろな規制がかかってくるのかなって思っております。ですから現状でみんなで努力しましょうという目標は、高く掲げてもいいのではないかなと思っております。

事務局

今の温暖化防止活動推進員等の活動を活発化するためにも、私どものPR不足というの、これは長野県人の特性かもしれませんけれども、あり得るといいますか、そんなこともひいては思っておりますので、温暖化防止センターと協力しながら私ども、県のホームページも持っておりますので、そういう中で185名という方々のご紹介ですとか、あるいは県の総合教育センターで運営をしておりますシステムがありまして、その中には スポーツとか環境、そういう領域別にこんな人たちがいますよという、いわゆる人材バンクの登録データもありますので、そういうものの活用というものを進めていくということも、あるいはそういうこともあると、「らんらんネット」、そういうのがあるということを知らない県民の方がおいでになると思いますし、あるいはセンターそのものがあるということも、環境保全協会というのがあることも知らない県民の方がまだまだ多くいらっしゃるということもありますので、積極的にアピールをしていくと。

いずれにしても、この条例が議会で成立した暁には、これに類似したものを作っていかねばならないと思います。条例というのは、今日ご説明しています要綱そのものがほんとは条例になればいいんですけど、法律に委ねる部分あるいは環境基本条例に委ねる部分あるいは森林づくり条例に委ねる部分というのが出てきますので、どちらかという歯抜けみたいな部分も出てくる可能性がある。

そうなりますと、条例を読んだだけでも全体像が見えないというのもございますので、そういうものをこちらの方に落として普及版として、分かりやすいものを作っていくと、そういう中でこの裏にありますけれども、そういうアピールもしていくということが大事なかなというふうには思っています。

それなりの予算を今要求しておりますが、それがすんなり通れば、私どもが思っている内容でアピールできるかなというふうには思っております。

ほかに、せっかくの機会ですので、あればどのようなことでも結構です。

よろしいでしょうか。それではこの場でのご意見は出尽くしたという感じがいたします。ただまた後日この条例についてのご意見とか、ご要望等出てきた場合、12月2日まではこの要望に対するパブリックコメントを募集しておりますので、メールあるいはファックス、手紙、様式は自由ですのでご意見をどんどん出していただきたいと思います。

それでは本日は12時まで予定しておりましたが、ちょっと5分ほど早いんですが、これにて要綱の説明会を閉じさせていただきます。

ほんとに休日においでいただきまして、ありがとうございました。どうぞ、

お気をつけてお帰りください。
ありがとうございました。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)